

産業廃棄物委託契約書について

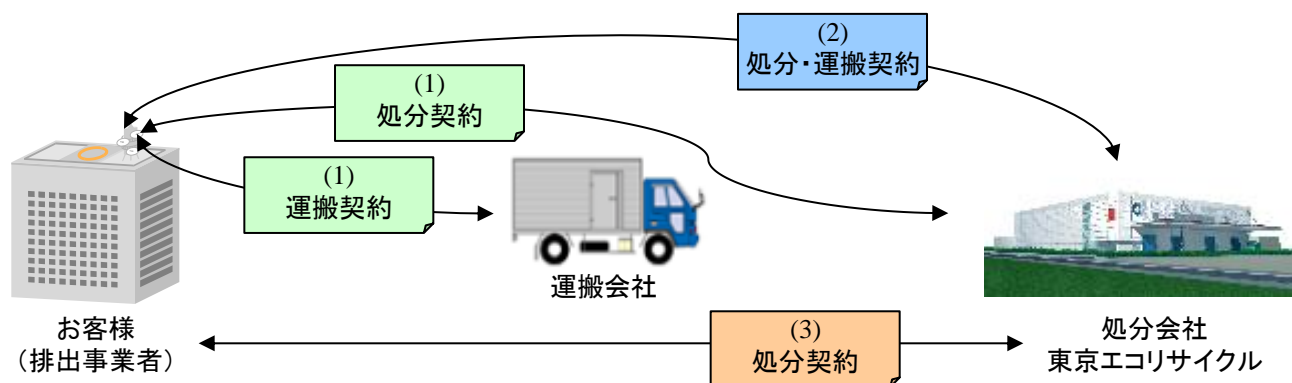
産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合は、
書面による「産業廃棄物委託契約」を結ぶ必要があります。

産業廃棄物委託契約の流れ

契約書の種類

委託契約は、運搬・処分それぞれに契約を結ばなければなりません。

- (1) 運搬と処分を異なる会社委託する場合 → **運搬および処分**それぞれの委託契約が必要です。
- (2) 運搬と処分を同じ会社委託する場合 → **処分・運搬**の委託契約が必要です。
- (3) 排出事業者自ら運搬を行う場合 → **処分**の委託契約が必要です。



契約書に記載する事項

- (1) 共通事項
①業の許可を証する書面 ②種類 ③数量 ④契約期間 ⑤契約金額 ⑥受託者の事業範囲
⑦性状 ⑧荷姿 ⑨性状の変化 ⑩混合による支障 ⑪取り扱い上の注意 ⑫終了時報告
⑬契約解除時の取扱
- (2) 運搬の記載事項
①運搬最終目的地の所在地(積替保管する場合は別途)
- (3) 処分の記載事項
①処分場所の所在地 ②処分方法 ③処理能力 ④最終処分場所の所在地 ⑤最終処分方法
⑥最終処分能力

契約書作成時の確認事項

- (1) 処分する廃棄物の種類
- (2) 契約期間
 - ① 単発契約(廃棄委託毎の契約とし、運搬または処分完了までの期間とします)
 - ② 継続契約(1年以内に継続して廃棄予定がある場合、契約期間を1年とします)
- (3) 契約期間内の処分予定数量
- (4) 排出する事業所の所在地
- (5) 委託費の支払条件

※収入印紙について

印紙税法に基づき、運搬は1号文書、処分は2号文書、運搬・処分は運搬または処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙を貼ります。

1号文書(運搬)	1万円未満：非課税	10万円以下：200円	50万円以下：400円	100万円以下：1000円	(左記以外は別途)
2号文書(処分)	1万円未満：非課税	100万円以下：200円	200万円以下：400円	300万円以下：1000円	

ホームページから見積・廃棄依頼ができます

<http://www.tokyo-eco.co.jp>



ISO14001(ECC03J0024)
東京エコリサイクル株式会社

〒136-0063 東京都江東区若洲2-8-21 TEL.03-3522-6690